

## 議員提出議案第6号 交野市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について

### 1. 条例制定の目的

交野市議会議員が、疾病等により会議等を長期欠席した場合や、刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕等を受けた場合における議員報酬及び期末手当の支給について特例を定めることにより、議員の職責及び議会への市民の信頼を確保することを目的とする。

### 2. 条例の主な内容

#### (1) 長期欠席に係る特例

議会の会議等を長期欠席した場合、欠席の期間に応じて、議員報酬から次の割合を減額する。

(期末手当には、基準日現在の減額割合を適用する。)

《欠席期間に対する減額割合》			
91日～180日	: 25%	271日～365日	: 75%
181日～270日	: 50%	366日～	: 100%
《対象となる会議等》			
本会議、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会、委員会協議会、委員派遣（視察など）、全員協議会、議会改革委員会、広報委員会、政策検討会、幹事長会議、議員派遣、議長職務、副議長・仮議長が議長の代理で行う職務			
《適用除外（欠席期間に算入しない期間）》			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公務災害・通勤災害が認定され、その療養のため会議等に出席できない期間</li> <li>・議員本人の出産（産前6週（多胎妊娠は14週）、産後8週）の期間</li> <li>・感染症により就業制限を受けた期間</li> </ul>			

議員提出議案第6号 交野市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について

(2) 逮捕等に係る特例

刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕等を受けた場合、その日から逮捕等を解かれる日までの期間に係る議員報酬の支給を一時差し止める。

(期末手当は、基準日現在において逮捕等を受けている場合、一時差し止める。)

公訴が提起されない場合 無罪判決が確定した場合	又は	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 翌月、一時差止めした議員報酬と期末手当を支給する。</li> <li>・ 逮捕等の期間は長期欠席の期間に算入しない。</li> </ul>
有罪判決が確定した場合		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一時差止めした議員報酬と期末手当は支給しない</li> </ul>

3. 施行期日：公布の日